

# 「FOODEX JAPAN2023」

## 弘前市ブース出展事業者の募集について

弘前市では地元農産物及び加工品の販路開拓を支援するため、購買意欲の高い国内外のバイヤーが来場するアジア最大級の国際食品・飲料展示商談会「FOODEX JAPAN2023」に出展し、商品PRと商談の機会を提供する事業を実施いたします。販路開拓に意欲のある生産者、事業者のご応募をお待ちしております。

### 1. 「FOODEX JAPAN（フーデックス ジャパン）2023」概要

日 時：令和5年3月7日（火）～10日（金）4日間

10時～17時（最終日は16時30分まで）

場 所：東京ビックサイト（東京都江東区有明3-11-1）

主 催：一般社団法人 日本能率協会ほか

前回登録来場者数：33,726名（4日間）

### 2. 弘前市ブースの概要

（1）展示内容：弘前圏域（※）の生産者及び事業者が生産・製造する農産物及び加工品等

※弘前圏域（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）

（2）出展小間数：2小間（1小間は、間口2.97m×奥行2.97m×高さ2.7m）

①1小間あたり2事業者で展示・商談していただきます。

②レイアウトは弘前市に一任とさせていただきます。

③会場内の商品の販売はできません。

（3）出展費用

弘前市が負担	①出展料（ブース番号板、袖パネル（側壁）、バックパネル（後壁）を含む）（※1） ②社名板、パラペット ③床面カーペット ④システムひな段（W900×D900×H900）1台／1事業者 ⑤電気コンセント（電気供給工事費、コンセント利用料、電気使用料） ⑥スポットライト ⑦通訳の費用（会期中、日本語・英語・中国語の3か国語に対応可能な通訳1名を配置予定） <u>※1事業者に1名ではなく、弘前市ブース全体で1名。</u>
出展者が負担 (※2)	①交通費・宿泊費、②展示物等の輸送費、③上記以外の機器・什器レンタル料、 ④給排水設備設置費（試食・試飲に伴い必要となる場合があります）など

※1 弘前市外のメーカーが出展する場合は、メーカーが所在する自治体が負担いたします（自治体からの推薦が必要）。

※2 交通費等について、下記の補助制度もございます（予算がなくなり次第、募集終了）。

①令和4年度ひろさきブランド販路開拓補助金【運営：弘前市産業育成課】

②令和4年度新事業展開等促進補助事業（販路開拓コース）【運営：（公財）21あおもり産業総合支援センター】

### 3. 応募条件

（1）弘前圏域に住所を有する生産者又は事業者であること。

（2）開催期間中、商品説明および商談や試食等のためにスタッフが常駐できること。

※当市が申込予定の基礎小間は1小間につき3～5枚の割り当てとなる見通しのため、自社ブースへの常駐は1事業者あたり原則1～2名を想定しております（主催者において出展者証の配布枚数が最終決定した時点で常駐できる人数が確定）。

（3）成約内容等に関する弘前市のアンケート調査に回答できること（令和5年5月頃を予定）。

- (4) 共同出展による展示位置や面積などの多少の差異を了承できること。
- (5) 出品物は食品関連法規等を遵守している商品であること。
- (6) ソーシャルディスタンシング、手洗いなどの手指衛生、マスクの着用など、新型コロナウイルスの感染拡大を予防する取組を徹底できること。

#### 4. 申込方法

「出展申込書」に必要事項を記入の上、郵送、FAX または電子メールのいずれかでお申し込みください。

#### 5. 募集期間

令和4年7月29日（金）17時必着【期間厳守】

#### 6. その他

- (1) 展示会への入場  
入場は事前登録制となります。
- (2) 試飲・試食  
試飲・試食がある場合は、紙コップ等の使い捨て製品の仕様やマスク、ビニール手袋の着用、器具備品等のアルコール消毒などにより、新型コロナウイルスの感染拡大の予防に配慮したうえで実施してください。なお、なお当市ブースでは、裸火を使用した加熱調理はできません。
- (3) 出展者説明会の開催はございません。

#### 7. 出展者の決定等

- (1) 出展目的、出展品目、ブース内地域バランス、ブース内出展品目バランス、新商品の有無、過去の「弘前市ブース」への出展回数、出展実績等を考慮して書類審査で出展者を決定いたします。
- (2) 令和4年8月中旬を目途に申込者全員に選考結果を通知いたします。
- (3) 選定結果についての異議申し立て及び説明要求は受け付けません。
- (4) 選考の為、事前に商品サンプル送付の依頼やヒアリング等を実施する場合がございます。
- (5) 出展決定後の変更・取り消しは、当市がやむを得ない場合と判断する場合を除き、原則、認めません。

#### 8. 留意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、主催者が展示会を開催する場合においても、当市の判断で出展を取り止める場合があります。その場合、出展の準備等のために発生した費用につきましては、自己負担とさせていただきます。

#### 9. 出展申込書の提出先、問い合わせ先

弘前市商工部産業育成課

担当：肥後

〒036-8551

弘前市上白銀町1番地1 弘前市役所 前川新館5階

電話：0172-32-8106 ／ FAX：0172-35-1105

e-mail：yos-higo@city.hirosaki.lg.jp